

<学力に関する証明書 申請時の注意点>

※申請前にご一読ください

◆学力に関する証明書とは

学力に関する証明書とは、「教育職員免許状を取得するにあたって必要となる単位数」に関する証明書のことです。

※免許状を取得したことを証明するものではありません。

※成績証明書とも異なります。

◆学力に関する証明書が必要な場合

学力に関する証明書が必要な場合は、主に下記のとおりです。

- ①現時点で免許状取得要件を満たしており、教育委員会に免許状の申請を行う場合
- ②現時点では免許状取得要件を満たしておらず、教育委員会で不足単位を確認する場合
- ③現時点では免許状取得要件を満たしておらず、他大学等で不足単位を修得する場合

◆入学年度別の適用免許法等について

適用免許法	入学年度
新法(平成28年改正法)	平成31(2019)年度以降入学者
旧法(平成10年改正法)	平成12(2000)～平成30(2018)年度入学者
旧々法(昭和63年改正法)	平成2(1990)～平成11(1999)年度入学者
旧々々法(昭和63年(1988年)改正以前)	平成元(1989)年度以前入学者

※申請する適用法令については、証明書の提出先に必ず確認をしてください。

※在学時の不足単位をこれから修得する場合や、別の学校種・教科の免許状を新たに修得する場合は、原則、新法が適用されます。

※旧法以前の入学者の方で、在学中に必要な単位を全て修得している場合は、原則当時の適用免許法で証明書を発行します。

◆その他

・教員免許を取得していることを証明したい場合は、免許状を申請された各都道府県教育委員会へ「教育職員免許状授与証明書」の申請についてご相談ください。

「学力に関する証明書」申請様式

氏名：_____

1.使用目的

- ☐ 教員免許状の個人申請
- ☐ 他大学への提出
- ☐ その他 ()
- 提出先 ()
- 取得予定免許状 ()

2.在学中の教職課程の履修状況

- ☐ 教職課程を履修して免許状を取得した
(取得した免許状：)
- ☐ 教職課程を一部履修した

3.学力に関する証明書の申請状況

- ☐ 過去に申請をしたことがある
- ☐ 今回の申請が初申請である

4.申請する証明書について

※適用免許法や学校種・免許種が不明な場合は、証明書の提出先に必ず確認をしてください。

①適用免許法

- ☐ 新法(平成28年改正法)
- ☐ 旧法(平成10年改正法)
- ☐ 旧々法(昭和63年改正法)
- ☐ 旧々々法(昭和63年(1988年)改正以前)

②学校種・免許種・教科・部数

- ☐ 中学校一種 (教科：) × (通)
- ☐ 高等学校一種 (教科：) × (通)
- ☐ 中学校専修 (教科：) × (通)
- ☐ 高等学校専修 (教科：) × (通)
- ☐ 66条の6に定める科目のみ × (通)

上記必要事項記入後「証明書交付願」と合わせてご提出ください